

○間市右衛門からの書状「12・21」(前略)

それぞれ才領ならびに人足中も無異罷あり候趣伝承仕り一同安心罷あり候、しかるところ拙村人足共より代筆をもって申越候次第にては品々異同にて決定相成りかね候得共、中には出立の節宅元へ多分の金子残し置き候ても何か不足がましき者申越し候ものもこれあり又は案外の金子急速差下しくれ申さずては忽ち差支え候様申越し候ものもこれあり候へども、右等は代筆人の巧案とも察せられ候間、この段内々ながら申上置き候、この段含置き、程よく御取計ひ成さるべく候様頼上げ奉り候

右の通り品々不同もこれあり候へども、此度は言人前金三両ずつ御差下し願上げ取計ひ申すべき積りにござ候間、当地にては御鹿抹ながら日々御賄ひはこれあり、菜代等迄も御下渡しこれあり候はば、随分儉約致し相勤候様申付られたく相願ひ申上奉り候、もつとも同人共家内親共も無異に相暮し罷あり候間、これ又安心致し居候様、憚りながら仰聞かされたく頼上奉り候(略)

○詰合惣代(間・勝・佐々木)からの用状「12・27」(前略)  
一人足共それぞれ手元差支え候由をもって御手元え貸下ケの義申立候付、御取調の上よんどころなき分は御貸下ケ成され候趣、かつ人足共の中には銘々村役人え

## 回 いざ、広島へ

### ■夫人足の徴集

□徴集の申渡し⇒慶応元年11月10日、勘定奉行より。大坂代官・近江代官支配等、畿内幕領全て  
・人足の選定……村高1000石につき5人ずつ、壮健な者。うち25人に1人宰領、よく働く者  
全体の取締役として手付か手代をつける

・手当……留守中、耕作者雇い入れ賃相当額(1年に金20両の日割支給)⇒出立時に60日分先払  
家族の不慮の事態にも対応

現地生活費「菜代」1日銭100文(宰領200文)を毎日支給

・支給品…蒲団(貸与)、印付き袴半、股引、脚絆、鷹野足袋(各自現地調達代金2朱・銭100文)  
雨具(竹の皮製笠と蓑、ござ) [史1・2]

□摂河泉惣代集会⇒11月11日、人足差出方及び郡中からの弁金等につき取り決める

・14日までに代官所付き郷宿へ参集の旨、達…郡中惣代より急廻状を出す  
・両代官所へ、郡中入費(支度・餞別金)を借りる(立替え後払い)…11月14日

### ■大坂から広島へ

□部隊編成⇒派遣第1陣の幕府陸軍中、歩兵隊付きの輜重部隊として同行

・先隊(11月15日午前6時出発)…歩兵1大隊、騎兵1小隊、歩兵隊付き人足108人  
一人足先導：三枚泰次郎[史3] 道中で人足合流、宰領(7)合わせ171人 [表4]  
・後隊(11月16日出発)…歩兵1大隊、小筒組3小隊(大炮8門附属)、歩兵隊付き人足  
一池山新平、清田瀬十郎引率、宰領(10)合わせ261人

□当日の様子

・1グループ7、8人(谷町・鈴木町混合)で棹付き長持と籠付き背負い箱を運搬  
一荷物が重すぎて上がらず、重量・人数を組みなおす(人足追加)[史4]

□道中の様子

・追人足64人が合流、急病人2人発生。天候は良好[図1]  
・18日間で広島着(12/3朝海田市出発、隊列整え午後2時現地入り)  
・手代は旅館(三枚=播磨屋町の商人宅)、人足&才領は平塚村庄屋宅へ(のち、各寺へ)

## 回 広島での奮闘

### ■手代の仕事にみる、人足たちの暮しぶり

□現地役所との折衝

・仮勘定所へ出勤  
・出張所との取次(江戸馬喰町御用屋敷詰代官佐々井半十郎、倉敷代官桜井久之助)  
・大坂役所(手付・担当の郡中惣代)との協議、指示伝達

★Memo★

向ヶ言人前金拾兩ずつ、甚だしきは金貳拾兩ずつ早々差立くれ候様、左もなく候はば代り人足差下しくれ候様とそれぞれ別封をもって申越候、右は出立の節無数ハ金貳兩貳分、余慶の分ハ郡中へ相渡し候餞別七兩ト、尚六十日分手当金三兩壹部貳朱、都合金拾兩壹部貳朱その倅持参の者もこれあり候ところ、終の日数二差支候趣申立候は、甚だもつて不都合ござ候えども、その段取計方早速伺上候ところ何分不取締りの趣厳しく御談し二ござ候えども、手当これ無きも如何候と早々申立、別紙巨細帳面の通り郡中より餞別として差遣わすべく間、人足は高金拾兩の内七兩は出立の節相渡残金三兩の分、才領ハ高金貳拾兩の内拾五兩ハ出立の節相渡、残金五兩の分をもつて今般差立、(略)万々の時の用意□と御心得、たとえ何様申立候共得と御取糺しの上よんどころなき次第これなく候わんでハ御渡しこれなき様致したく存じ候、もつとも金子今般差立方二付てハ村々役人呼立て言ヶ村ごと取調候義にて右仕訳帳二渡方仕出しこれなき者へは決して御渡しこれなき様成されたく、実ハ餞別金の内残金の分ハ留守家内の者当節季の当て二致し居候義にて、いずれも意外の事二存じおり候、かつ右差立方二付テハそれぞれ村役人より郡中え書付印形取置き候義にて、尚差立方これなき人足の分ハ此度は差立貫い候二は及ばず旨、すなわち村役人より書面差出され候事二ござ候間、この段御差含の上宜しく御掛引成さるべく候(略)

★Memo★

## 大阪市域の村々（江戸時代後期）



『新修大阪市史 本文編』第10巻歴史地図4をもとに作成。  
記入できない村名(数字)は略。詳細は引用元地図をご参照ください。

### 史9 人足大量帰還の申請

○病人100人を帰村させる

一大坂表夫役人足之内病氣のもの九十式人出来、急速快  
氣之目当無之帰坂申立候二付、看病のもの八人相添都  
合百人差戻申度、就而者何しも身薄のもの二而雑用差  
支二付、大坂返船中賄・船賃共一式、忝人二付金式分  
三朱ツ、被下置候様仕度与内海多治郎・斎藤六蔵手代  
申立、相糺候処申立之通病氣難儀之段相違無之候間、  
願之通被下置き帰坂被仰付候様仕度、依之病人并看病  
人とも名前書相添此段申上候、以上

寅二月

佐々井半十郎

○272人を帰村させる

一右大坂表夫役人足共義、素方困窮家内人少二而、農業  
一般相稼罷在候義之処、此所追々稲・綿両作共時附等  
之時節二差向、農業繁多之処被仰渡之通日雇等買上候  
而八家内之もの凌方無之、自身相稼不申候而八迎も取  
統兼候間、帰村相願度旨申立、事実無余儀次第二者御  
座候得共、御用中御差支之段恐入候義二付、巨細相糺  
可成丈教諭および為相勤、実二無抛分取調候処、書面  
之通御座候間、何卒願之通帰村被仰付候様仕度奉存候、  
依之此段申上候、以上

(清田・三枚・池山)

★Memo★

### 史10 帰国の途へ

○そろそろ帰坂の頃かと…(三枚・池山宛て書状)

(前略) 何歟与御在勤中種々御用多之趣御苦勞御儀、長々  
之儀二而嘸々御□外之程奉察上候、乍去追々人足共之  
内御差戻し二相成、御近在村々々替人足差出し候様子、  
左候ハ、貴君方二おいても最早御帰坂二も相成候哉ト  
奉察上候、(略) 何卒々々御用済急々御帰坂奉祈上候  
二月十一日 佐々木才三郎

○帰坂を申出る(手控)

一(二月) 廿五日雨天、人足百忝人帰村御間濟二相成申  
候二付而者、出役三人之内申合、忝人帰坂可致旨中嶋  
様方御沙汰二付、拙者帰坂いたし二申合置

○広島を離れ、船で帰坂へ(手控)

一晦日、暁七つ時江場嶋沖出帆二而、隠渡之瀬戸江屋九  
つ時比、同所二而船泊り申候(略)  
一(三月) 朔日、朝五つ時隠渡之瀬戸出帆、夫方三里出、  
途中二而掛り  
(二日略、多度津で上陸・金毘羅社へ。記述重複)  
一三日、早朝方金毘羅様へ参詣、昼後船へ帰り直々出帆、  
備前日々湊へ掛り夜九ツ出帆、明石沖二差掛り  
(四日・五日無記入、記述終了)

★Memo★